

改正

令和8年6月16日告示第97号

東かがわ市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における現場閉所による週休2日（4週8休相当）の確保に向け実施する東かがわ市週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工日 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を行う場合も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 4週8休 休工日の日数が、4週ごとに8日含まれる状態をいう。
- (3) 週休2日 4週8休以上の休工を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 発注者指定型 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く工事で、発注者が週休2日で施工することを指定する発注方式をいう。
- (5) 受注者希望型 通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事で、受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日で施工する旨を協議したうえで取り組む発注方式をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、東かがわ市が発注する建設工事を対象とする。ただし、週休2日工事の補正係数を適用する工事は、発注者が選定するものとし、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の記載がある工事とする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、現場着手日から現場完了日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間等）は含まない。

(休工日の確保)

第5条 週休2日工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間における月単位において4週8休相当の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。

（入札公告等における記載）

第6条 発注者は、週休2日工事の補正係数を適用する工事の場合は、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）であることを明示するものとする。

（現場着手前の確認手続）

第7条 受注者は、現場着手日までに、工程及び休工日について工事監督員と協議し、施工計画書に記載しなければならない。

（工事中標示板）

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事（4週8休）である旨を標示するものとする。

（休工日に現場作業を行う場合の措置）

第9条 休工日に現場作業（現場事務所作業含む。）を行う場合は、工事打合簿による事前の報告は不要とする。ただし、口頭等による事前の報告を工事監督員に行わなければならない。

（振替により休工日以外を休工とする場合の措置）

第10条 受注者は休工日の振替を行うことができる。振替により休工日以外を休工日とする場合は、工事打合せ簿による事前の報告は不要とする。ただし、口頭等による事前の報告を工事監督員に行わなければならない。

（出来形数量提出時の実施状況の報告）

第11条 受注者は、出来形数量の提出時に、工事監督員に工事打合せ簿で休工日の確保の状況を報告しなければならない。この場合において、現場の休工実績が確認できる工程表及び第8条の工事中掲示板の写真を提出しなければならない。

（工事監督員の休日確保の取組）

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

（経費の負担）

第13条 発注者は、週休2日工事の補正係数を適用した工事で、受注者が週休2日における工事を実施した場合は、受注者の取組状況について、次に掲げる経費の補正を行って変更契約をする。

（1） 発注者指定型 当初設計で対象期間及び月単位の週休2日を達成した場合の補正を行った

うえで発注する。月単位の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）を確認し、月単位で4週8休相当に満たない月がある場合は、対象期間全てにおいて、補正なしとして変更設計を行う。なお、現場閉所率は、月単位の現場閉所日数を月単位の日数で除して得た数に100を乗じて得た値とし、4週8休相当の場合は、28.5%（8日／28日）以上とする。

- （2）受注者希望型 当初設計で対象期間及び月単位の週休2日を達成した場合の補正を行ったうえで発注する。現場閉所率を確認し、月単位で4週8休相当に満たない月がある場合は、対象期間全てにおいて、補正なしとして変更設計を行う。なお、現場閉所率は、月単位の現場閉所日数を月単位の日数で除して得た数に100を乗じて得た値とし、4週8休相当の場合は、28.5%（8日／28日）以上とする。

（不履行に対する措置）

第14条 施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、発注者は、内容に応じて工事成績を減じる措置を講じることができる。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和8年6月16日告示第97号）

この告示は、令和8年7月1日から施行する。